

土地利用変更・家屋取り壊しの場合の届け出

適切な課税を行うため、次の事由があったときには必ず届け出をしましょう。

▼土地の使い方が変わったとき

固定資産は、毎年1月1日時点の現況で評価します。年内に土地の使い方を变える場合は、税務課に届け出てください。

なお、変更後の届け出が1月以降になる場合は、現況が分かる証明(写真など)が必要です。

▼家屋を取り壊したとき

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方支務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出る必要があります。

これらの届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので、注意してください。

●税務課資産税係

☎985-4111

未来へと 命を繋ぐ 189 (いちばやく) 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待を防止するためには、地域の皆さんが「子どもへの関心を持つこと」が重要です。

▼見逃せない子どもからのサイン

- ・いつも泣き声や叫び声が聞こえる
- ・原因不明のけが(あざ、やけど、打撲など)がある
- ・表情が乏しく元気がない
- ・態度がおどおどしている
- ・衣服や身体が不潔である
- ・家に帰りがたがらず家出をする
- ・理由もなく学校などを休む

虐待の早期発見は、子どもだけではなく、その親を救うことにもつながります。虐待かどうか迷う場合でも、ためらわず、まずは相談してください。

▼相談機関

福祉課子育て支援センター
☎985-4151
県福祉総合支援センター
☎922-5040
児童相談所 全国共通ダイヤル
☎189



パート収入と税金

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低65万円)を引いて求めます。

▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除(平成30年1月1日以後収入分)

妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、201万6千円未満なら配偶者特別控除を受けられます。ただし、夫の収入が1220万円を超える場合は受けられません。

▼妻の税金

パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町県民税は課税されることがあります。町県民税には所得割と均等割があり、それぞれ課税される場合のパート収入額は下の表の通りです。

| 配偶者のパート収入 | 93万円以下 | 93万円超100万円以下 | 100万円超103万円以下 | 103万円超150万円未満 | 150万円超201万6千円未満 | 201万6千円以上 |
|-----------|---------|--------------|---------------|---------------|-----------------|-----------|
| | 配偶者控除※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○※2 |
| 配偶者特別控除※1 | × | × | ○ | ○ | ○ | × |
| 所得割 | 非課税 | | | 課税 | | |
| | 町県民税 | | | 町県民税 | | |
| 均等割 | 非課税 | | | 課税 | | |

※1 夫の給与収入が1,120万円超の場合は、段階的に控除額が減額します。
※2 配偶者のパート収入額に応じて、段階的に控除額が減額します。

●税務課町民税係(町県民税)

松山税務署・電話相談センター
☎985-4110
☎941-9121 (所得税)

国民年金保険料控除証明書は大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税に係る申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。この控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類が必要です。

日本年金機構が11月上旬か翌年2月上旬に送付する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が領収書を、年末調整や確定申告の際に必ず添付してください。

▶11月送付対象者

1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付した人

▶翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日の間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を代わりに納付した人も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送られた証明書を添付して年末調整や申告をしてください。

●松山西年金事務所国民年金課
☎925-5110
町民課住民係 ☎985-4106

国税、地方税の手続きは e-Tax、eLTAX を利用しよう

自宅や職場からインターネットを利用して、下記の手続きができます。

▶e-Tax (国税に関する手続き)

所得税徴収高計算書の提出や源泉所得税の納付などができます。詳しくは、<http://www.e-tax.nta.go.jp> まで。

●松山税務署 ☎941-9121

▶eLTAX (地方税に関する手続き)

法人市町村民税の申告や給与支払報告書の提出などができます。詳しくは、<http://www.eltax.jp> まで。

●ヘルプデスク ☎0570-081459

松山税務署 年末調整及び消費税の軽減税率制度説明会

会社などの給与支払事務担当者を対象に説明会を行います。今年は、時間を分けて年末調整と消費税の軽減税率の説明をします。できるだけ公共交通機関を利用し、都合の良い会場にお越しください。

▼国税庁ホームページを利用しよう
国税に関すること、申告手続き、路線価図などを掲載しています。詳しくは、<http://www.nta.go.jp> まで。
●松山税務署
☎941-9121

| 開催日 | 開催時間 | 会場 |
|-----------|--------------|--------------------------------|
| 11/19 (月) | ① 13時30分~14時 | 砥部町文化会館 3階会議室3 |
| | ② 14時~16時 | |
| 11/20 (火) | ① 13時30分~14時 | 松山市総合 コミュニティセンター カメラアホール |
| | ② 14時~16時 | |
| 11/21 (水) | ① 9時30分~10時 | 久万高原町 産業文化会館研修室 |
| | ② 10時~12時 | |
| 11/22 (木) | ① 13時30分~14時 | 松前総合文化センター 広域学習ホール |
| | ② 14時~16時 | |
| 11/26 (日) | ① 13時30分~14時 | 東温市中央公民館 大ホール |
| | ② 14時~16時 | |

※①は消費税の軽減税率制度説明会、②は年末調整説明会

第6回 まさき前ぎ町 産業まつり

たわわ祭

松前町の産業の恵みが集結する「たわわ祭」を今年も開催します。出店企業やイベントの内容など詳しくは、11月上旬の新聞折り込みチラシか町ホームページで確認してください。

- ◆日時 11月10日(土)、11日(日) 9時~16時
- ◆場所 エミフル MASAKI (まさき村周辺駐車場)
- ◆内容 特産品などの展示販売、飲食店の実演販売、企業展、ステージパフォーマンス(※)

※ 餅まきやダンス、レーモンド松屋コンサートなどイベントがめじろ押しです。マッキーやおたたちちゃんも登場します。



今年もたわわ祭に出店 まつまえ町物産展

新商品も入荷

姉妹都市である北海道まつまえ町の特産品を販売します。販売する商品は、変更になったり売り切れたりする場合がありますので、ご了承ください。



松前漬とヨネタのカレー (ほたて) ④

販売する商品の一部

| | |
|-------|--------------|
| 松前するめ | いくら醤油漬 |
| 松前漬 | 松前真昆布(だし用) |
| ほっけ開き | ヨネタのカレー(ほたて) |
| いか塩辛 | まぐろキムチ |

不妊治療の費用を助成します

【不妊治療費助成】

不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精と顕微受精）の費用の一部を助成します。

▼対象者 次の全てに該当する夫婦
・愛媛県の特定不妊治療費助成事業の対象者であること（妻が43歳未満であることや、所得制限などがあります）

・過去に助成金の交付を5回以上（初回交付時に妻が40歳以上なら3回以上）受けていないこと

・夫婦のいずれかが松前町に1年以上住所を有していること

・町税等を滞納していないこと

※県助成事業については、県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/h25500/4781/huninyoseigaiyou.html>）などで確認してください。

▼助成額 上限5万円/年

※不妊治療費から県の助成額を除く残りの額で、通算5年間助成

▼申請方法 治療が終了した年度（県の決定通知と同じ年度）内に、次の書類を持参して申請してください。

- ・助成事業申請書兼同意書（町ホームページからダウンロードできます）
- ・県が発行した不妊治療「助成事業承認決定通知書」の写し
- ・医療機関発行の不妊治療「助成事業受診等証明書」の写しと「領

収書（写し可）
・夫婦それぞれの認め印（朱肉を使うもの）

・申請者名義の口座が分かるもの
▼申請先・問い合わせ
健康課保健センター係
☎985-41118

【不妊に関する相談】

次の二つの方法で相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。

①電話相談

▼日時 毎週水曜日 13時～16時
▼担当 保健師など

②面接相談

▼日時 月1回（完全予約制）
※日時は左記専門ダイヤルで確認してください。

▼場所 愛媛県総合保健福祉センター1階（松山市本町7丁目2番地）
▼担当 不妊相談アドバイザー医師、助産師

▼申し込み方法 毎週水曜日の13時～16時に、面接の日時を電話で予約してください。

②共通事項

▼申込先・問い合わせ
不妊専門相談センター
専門ダイヤル
☎927-7117

C-1グランプリを開催 介護職員等からのメッセージを募集します

地域住民の介護職への関心を高めることを目的に、C-1グランプリを開催します。あなたのメッセージ発表で、介護職の魅力ややりがいを伝えてみませんか。

▼日時 2月9日（土） 10時～

▼会場 文化センター2階ふれあい展示室

▼参加資格 町内の介護事業所などに勤務し、介護に携わる職員（事務職含む）や事業者など

▼テーマ 介護職の普及啓発につながると思われるもの
（例）介護職に就いた理由、介護職

のやりがい、介護の魅力など
▼発表の形式 自由
（例）パワーポイント、劇、弾き語りなど

▼制限時間 10分以内

▼賞品 グランプリ1人に商品券1万円、参加者全員に商品券500円とCD「まささ色の風」

▼募集組数 4組（※団体可）
▼応募方法 電話申し込み
▼締め切り 12月20日（木）
▼申込先・問い合わせ
健康課地域包括支援センター係
☎985-4205

地域密着型サービス事業 開設希望事業者を再募集します

第7期介護保険事業計画により、2019・2020年度中に開設可能な次のサービス施設を募集します。事業実施を希望する事業者は、募集要項公開日以降に町ホームページで詳細を確認の上、必要書類を提出してください。

▼サービスの種類 地域密着型特定施設入居者生活介護

▼募集規模 定員29人以内

▼募集要項公開 平成31年1月1日（火）

※受け付けは来年の7月中です。詳しくは募集要項を確認してください。※なお、広域型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）30床の公募も行います。募集要項は1月にホームページで公開予定です。

☎985-4115

生活習慣病予防から健康寿命を考える 血管いきいき講座の参加者を募集します

高血圧などの生活習慣病を発生させない、悪化させないコツを学びませんか。

▼日時 12月4日（火） 13時30分～16時（予定）

▼会場 福祉センター2階集会所

▼対象 町内在住で生活習慣病予防を目的とした健康づくりに興味関心のある人

▼講師 愛媛県総合保健協会診療所 医師長 長岡祥宣先生（循環器専門医）

▼内容 下表の通り

※希望者には、計量スプーンをプレゼントします。

▼定員 40人（先着順）

▼申し込み方法 健康課保健センター係に電話してください。

▼締め切り 11月22日（木）

▼申込先・問い合わせ
健康課保健センター係
☎985-4118

●当日の内容

| |
|----------|
| 13時45分 |
| 医師の講義 |
| 15時20分 |
| 各種体験コーナー |
| 適塩計量体験 |
| 個別相談（※） |
| 塩分濃度測定ほか |

※ 医師（先着3人程度）、保健師、管理栄養士が対応

水道メーター検針員を募集します

▼業務内容 検針機器による水道メーターの検針、その他上下水道課が定める事務

▼検針区域（検針数は変更の場合あり）
新立、宗意原、北黒田各地区の一部（約430カ所）

▼業務期間 毎月17日～23日の間
▼委託料 検針1件につき67円

▼募集人員 1人

▼募集期間 平成30年10月30日（火）～11月15日（木）まで

※申し込み方法やその他詳細は、町ホームページを確認するか、上下水道課にお問い合わせください。

☎985-4133

歯を大切に

いで、悪玉菌の増殖に口腔清掃が追い付かなくなるためです。潤いがなくなり、歯ぐきは傷つけられやすくなり、清掃効果も落ちてしまいます。

唾液は、実は免疫の要なのです。ナイーブな口から喉にかけての粘膜を唾液でコーティングすることで、インフルエンザなど気道感染症を防ぐ力となります。何と、私たちは1日1.5リットルもの唾液を毎日飲み込んでいるのです。当然、腸内にも運ばれて、腸管免疫にも役立っていると考えられます。

人の命の灯が消えようとする間際には、口の中はからからになって、潤いが影を潜めます。唾液はまさに、「命の泉」なのです。

今回は、口の潤いを保つにはどうすればよいかを考えます。

伊予歯科医師会監修

歯周病と全身の病気のお話

(2) 歯周病と糖尿病⑨

～口腔乾燥の話～



歯周病の一番の敵は口の渇きです。口が渇くと、一挙に悪玉菌が増殖します。これが、近づきたい口臭の原因ともなるのです。皆さん、唾液に傷を治す力があることは、よくご存知でしょう。唾液にぬれた粘膜は治りやすいし、動物は舐めて傷を癒します。唾液の少ない口の中は、傷つきやすく感染を起こしやすい環境といえます。口が渇くと、舌の上にある味を感じるセンサー（味蕾）も委縮して、味がよく分からなくなります。

一方、糖尿病も口が渇きやすい症状が出ます。口が渇いていると、いくらきれいにしても、歯ぐきの腫れが引きにくく、口臭も取れません。渇きのせ

